様式第九号（第十条の六関係）

許可番号　第１２４２００２２５１３号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　　福島県福島市下飯坂字鶴形３６番地の５

氏　名　　県北建設資源再生協同組合
　　代表理事　桃井　三夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

福島市長　木幡　浩

許可の年月日　　令和６年９月２０日

許可の有効年月日　　令和１１年９月１日

１．事業の範囲

（１）事業の区分
　　中間処理（破砕）

（２）産業廃棄物の種類
　　①木くず　②ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず　③鉱さい（土石製品製造業から排出されるものに限る。）　④がれき類
　　（これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）　以上４種類

２．事業の用に供するすべての施設
　　裏面記載のとおり

３．許可の条件
　　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

４．許可の更新又は変更の状況
　　別紙記載のとおり

５．規則第１０条の４第５項の規定による許可証の提出の有無　　有　・　(無)

２．事業の用に供するすべての施設

処理施設の種類	がれき類の破砕施設（政令第７条第８号の２施設） （株式会社幸袋テクノ製　ﾊﾙﾄﾞﾊﾟｸﾄ PEH-3 125/140 ﾜｲﾄﾞ）
処理する産業廃棄物の種類	①ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず②鉱さい（土石製品製造業から排出されるものに限る。）③がれき類
処　理　能　力	640　ｔ／日（８時間）　80　ｔ／時
設 置 年 月 日	平成２０年　５　月２１日
許 可 年 月 日	平成１９年１２月１８日（許可番号　北振Ｐ第２０号）
設　置　場　所	福島県福島市下飯坂字鶴形３６番地の５　外１４筆

処理施設の種類	木くずの破砕施設（政令第７条第８号の２施設） （株式会社クボタ製　KT42E150-00）
処理する産業廃棄物の種類	①木くず
処　理　能　力	42.4　ｔ／日（８時間）　5.3　ｔ／時
設 置 年 月 日	平成２０年　５　月２１日
許 可 年 月 日	平成１９年１２月１８日（許可番号　北振Ｐ第２１号）
設　置　場　所	福島県福島市下飯坂字鶴形３６番地の５　外１４筆

４．許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成 元 年 ４ 月１７日	
変更許可年月日	平成 元 年 ９ 月 ２ 日	
更新許可年月日	平成 ６ 年 ９ 月 ２ 日	
変更許可年月日	平成１０年 ５ 月 ８ 日	（ガラスくず及び陶磁器くず並びに鉱さいの追加）
更新許可年月日	平成１１年 ９ 月 ２ 日	
更新許可年月日	平成１６年 ９ 月 ２ 日	
変更届出年月日	平成２０年 ６ 月 ４ 日	（がれき類の破砕施設の変更）
変更許可年月日	平成２０年 ６ 月１６日	（木くずの追加）
更新許可年月日	平成２１年 ９ 月 ２ 日	
変更届出年月日	平成２４年 ９ 月 ３ 日	（代表者の変更）
更新許可年月日	平成２６年１０月２２日	（有効期間 平成26年９月２日~平成31年９月１日）
変更届出年月日	平成２９年 ８ 月２８日	（代表者の変更）
みなし年月日	平成３０年 ４ 月 １ 日	（指定都市又は中核市の指定があった場合における必要な事項を定める政令第８条において準用する第２条第１項の規定による許可みなし）
更新許可年月日	令和 元 年 ９ 月１０日	（有効期間 令和元年９月２日~令和６年９月１日）
変更届出年月日	令和 ６ 年 ９ 月 ２ 日	（代表者の変更）
更新許可年月日	令和 ６ 年 ９ 月２０日	（有効期間 令和６年９月２日~令和11年９月１日）

以 下 余 白